

○香芝市中小企業設備投資促進補助金交付要綱

平成26年10月1日

要綱・通知

商工観光課

(趣旨)

第1条 市は、地域産業の活性化を図り、市内経済に好循環をもたらすため、競争力の強化や技術力の向上に積極的に取り組む市内の中小企業者を支援し、設備投資を行う中小企業者に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとする。

(平成27年4月1日・一部改正)

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 中小企業者 中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条第1項に規定する中小企業者をいう。
- (2) 事業所 中小企業者が自ら行う事業活動の用に供する施設(事務所、工場、研究所、店舗、倉庫等)をいう。
- (3) 新事業活動 新商品の開発又は生産、新たな役務の開発又は提供、商品の新たな生産又は販売の方式の導入、役務の新たな提供の方式の導入その他の新たな事業活動であって、競争力の強化に資するものをいう。

(平成27年4月1日・平成31年4月1日・一部改正)

(補助対象者)

第3条 補助金の交付を受けることができる者(以下「補助対象者」という。))は、中小企業者であって、次の各号のいずれの要件も満たすものとする。

- (1) 市内で引き続き1年以上事業を営むものであること。
- (2) 市税を滞納していないこと。
- (3) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条に規定する風俗営業を営むものでないこと。
- (4) 香芝市暴力団排除条例(平成23年条例第14号)第2条に規定する暴力団員等と密接な関係を有するものでないこと。
- (5) 次条に規定する設備について、香芝市補助金等交付規則(平成11年規則第6号)第2条第1号に規定する補助金等の交付を受けていないこと。

(平成27年4月1日・平成28年4月1日・平成31年4月1日・一部改正)

(補助対象設備)

第4条 補助金の交付の対象となる設備は、新事業活動を行うための設備であって、次の各号のいずれの要件も満たすものとする。

- (1) 償却資産課税台帳に登録される資産であって、その種類が機械及び装置又は工具、器具及び備品であること。
- (2) 取得価額が一につき500万円以上であること。
- (3) 中古品又はリース契約に基づくものでないこと。
- (4) 市内の事業所に設置するものであること。

(平成27年4月1日・平成31年4月1日・一部改正)

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、前条に規定する設備の取得価額(消費税及び地方消費税を除く。)に100分の10を乗じて得た額(1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)とし、1補助対象者につき150万円を限度とする。ただし、補助対象設備の取得に関し、国、県等の公的補助金等を受けている場合は、その額を補助対象設備の取得価額から差し引くものとする。

2 補助金の交付は、1補助対象者につき年度当たり1回限りとする。

(令和3年4月1日・一部改正)

(補助金の交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、あらかじめ、香芝市中小企業設備投資促進補助金交付申請書(第1号様式)に、次に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

- (1) 設備投資概要書(第2号様式)
- (2) 設備の見積書
- (3) 定款及び直近の決算書(法人以外にあつては、これらに相当する書類)
- (4) 事業証明書
- (5) 事業所の位置図
- (6) 履歴事項全部証明書(法人に限る。)
- (7) 市税に滞納がない証明書
- (8) 導入する設備の概要が確認できるカタログ等

(補助金の交付決定)

第7条 市長は、前条に規定する申請書を受けたときは、内容を審査し、補助金の交付の可否を決定し、香芝市中小企業設備投資促進補助金交付(不交付)決定通知書(第3号様式)により申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項の決定に際し、必要な条件を付することができる。

(補助金の変更申請)

第8条 補助金の交付の決定を受けた者(以下「交付決定者」という。)は、その決定後において、第6条の規定により申請した内容を変更しようとするときは、速やかに香芝市中小企業設備投資促進補助金変更承認申請書(第4号様式)を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

(実績報告)

第9条 交付決定者は、設備の設置完了後、速やかに香芝市中小企業設備投資促進補助金実績報告書(第5号様式)に、次に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

- (1) 領収書の写し等支払を確認できる書類
- (2) 設置完了後の設備の写真

(補助金の額の確定)

第10条 市長は、前条に規定する実績報告書の提出を受けたときは、内容を審査し、交付すべき補助金の額を確定し、香芝市中小企業設備投資促進補助金確定通知書(第6号様式)により交付決定者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第11条 交付決定者は、補助金の支払を受けようとするときは、香芝市中小企業設備投資促進補助金交付請求書(第7号様式)を市長に提出しなければならない。

(補助金の交付)

第12条 市長は、前条に規定する請求書を受けたときは、交付決定者に補助金を交付するものとする。

(補助金交付の決定の取消し及び返還)

第13条 市長は、交付決定者がこの要綱の規定に違反し、又は次に掲げる事項に該当すると認められるときは、補助金交付の決定の全部又は一部を取り消し、既に補助金が交付されているときは、補助金の全部又は一部の返還を命じるものとする。

- (1) 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 交付決定後、5年以内に事業を廃止又は市内での操業を取りやめたとき。
- (3) 交付決定後、5年以内に設備を売却、譲渡、交換、市外に移設又は担保に供したとき。

(4) その他市長が不相当と認めるとき。

(平成27年4月1日・平成31年4月1日・一部改正)

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成26年10月1日から施行する。

(検討)

2 市長は、この要綱の施行後令和5年3月31日までの間に、この要綱の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

(平成30年4月1日・令和3年4月1日・一部改正)

(令和3年度における補助金の額の特例)

3 令和3年度における第5条第1項の規定の適用については、同項中「100分の10」とあるのは、「100分の20」とする。

(令和3年4月1日・追加)

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱による改正後の香芝市中小企業設備投資促進補助金交付要綱の規定は、この要綱の施行の日(以下「施行日」という。)以後の申請に係る補助金について適用し、施行日前の申請に係る補助金については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。